5　緊急避難場所、避難路等の指定

（１）緊急避難場所の指定

①避難場所の指定要件

今後、弥富市において、安全で確実な津波等避難を行うために、次の安全性や機能性が確保されるかの視点に留意し選定・指定することが望ましい。

■津波・高潮緊急時避難場所等（地域防災計画より抜粋）

震後急速に来襲する津 波から避難者の生命を一時的確保ため緊場所である津波・高潮緊急時避難場所等について、津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難場所の対象となるのは、昭和 56 年以降（新耐震基準に適合）に建設されたもののうち、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、３階建以上の建物で、安全な場所の確保に努める。また、地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。なお、暫定的な想定としては、市全域が津波等により海抜４m程度浸水するものと想定している。

このため、市では民間との協定締結などにより指定に取り組んでおり、平成 23 年度中に、公共施設と民間施設合わせて 36 棟を緊急時避難場所として指定している。また、市内において緊急時の避難場所が不足している地域内の公共施設（小学校及び保育所）に屋外階段や屋上フェンス等を整備することによって、建物の屋上に新たな避難場所を確保し、津波、高潮等の被害からの避難場所の充足を図る。

■緊急避難場所の指定要件の考え方（参考：県津波避難計画策定指針や事例等）

安全性の確保	・避難対象地域から外れている。又は津波等に対して十分な安全性を持っている建築物である。 ・想定津波高標高３．３mを上回る建物等であること。２階建て屋上以上の高さが対象となる。 ・オープンスペース、又は耐震性が確保されている建物である。（昭和５６年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、又は耐震補強実施済みの建物であることが望ましい。） ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所が無い。 ・緊急避難場所表示があり、入口等が明確である。 ・予想される津波等よりも大きな津波等が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。

機能性の確保	・避難者１人当たり十分なスペースが確保されている。（最低限１人当たり１㎡以上とする。） ・夜間の避難に対応できる照明が設置されている。 ・オープンスペースの場合は、風雨を防ぐ施設等（簡易なテント等を含む）が利用できる。 ・情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が備えられ、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達できる環境であることが望ましい。 ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。
避難期間	・想定されている津波等浸水予測時間内で避難が可能である。

②市指定緊急避難場所

市町村長は、災害対策基本法第４９条の４の規定に基づき、指定緊急避難場所を指定することとされている。また、指定緊急避難場所の基準としては災害対策基本法施行令第２０条の３に適合するものとされている。

これにより本市が指定している指定緊急避難場所は、「津波・高潮緊急時避難場所」として、次頁の図表に示すとおりである。

これを基に地区別の避難者数と最寄りの指定緊急避難場所の受け入れ可能人数を当てはめてみると、各学区で受入不足が発生すると見込まれ、地域緊急避難場所等の検討・指定が望まれる。特に、白鳥学区、弥生学区、桜・日の出学区の都市部で多数不足する地域が発生すると考えられる。

■「津波・高潮緊急時避難場所」の指定について（弥富市ホームページより）

市では、下記の要件を全て満たし避難可能な建物を、所有者の承諾を得たうえで「津波・高潮緊急時避難場所」として指定しています。該当する建物を所有されている場合は、指定にご協力くださいますようお願いします。

・昭和 56 年施行の新耐震設計基準に適合、または、耐震診断によって耐震安全性が確認（もしくは耐震改修済み）された建物。
・構造が RC 造（鉄筋コンクリート）、または、SRC 造（鉄骨鉄筋コンクリート）である建物。
・3 階以上で避難可能場所を有している建物。（2 階建てでも屋上への避難が可能な場合は対象）

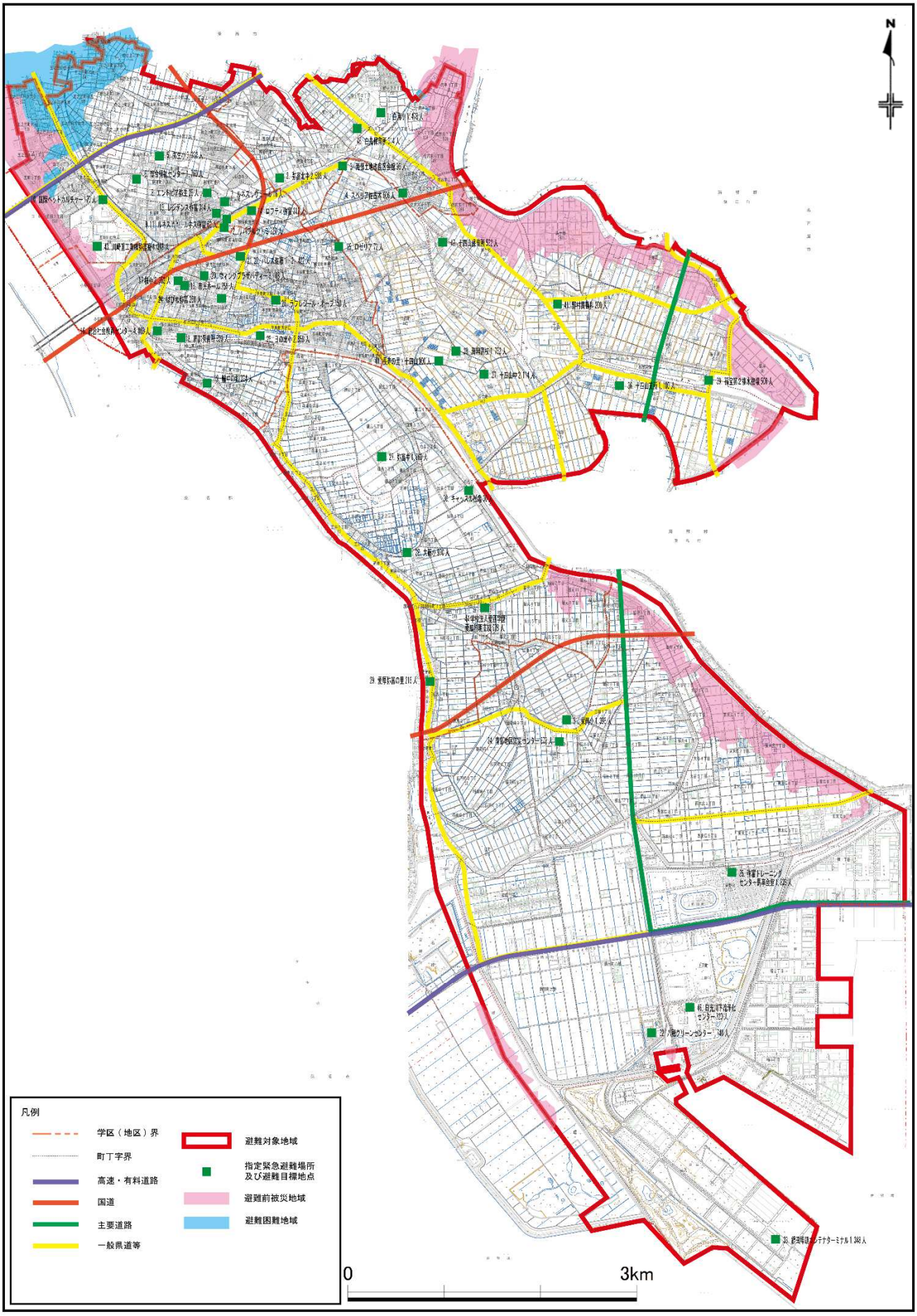

図２１　指定緊急避難場所位置図

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その１）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
白鳥	白鳥小学校	弥富市前ヶ平二丁目1896-3	1,478	楽平1丁目	29		
				楽平2丁目	42		
				佐古木7丁目	500		
				又八1丁目	58		
				又八2丁目	108		
				前ケ平2丁目	22		
				前ケ平3丁目	561		
				計	1,320	158	
	弥富北中学校	弥富市鎌倉町62	2,586	鎌倉町	96		
				鎌倉権右走	23		
				東中地1丁目	480		
				東中地2丁目	82		
				西中地町五右	372		
				西中地町新平	11		
				西中地町権右	31		
				西中地町	X		
				計	1,095	1,491	
	白鳥保育所	弥富市前ケ平一丁目336	314	前ケ平1丁目	341		
				又八4丁目	12		
				計	353	−39	
	スペリア佐古木	弥富市又八三丁目108-2	606	佐古木1丁目	296		
				佐古木2丁目	95		
				佐古木3丁目	388		
				佐古木4丁目	257		
				佐古木5丁目	456		
				佐古木6丁目	748		
				計	2,240	−1,634	
	海部土地改良区会館	弥富市鎌倉町95	96	三百島	178		
				又八3丁目	429		
				計	607	−511	
弥生	弥生小学校	弥富市鯏浦町下与太142	3,332	鯏浦町上巳	80		
				鯏浦町下与太	181		
				荷之上町焼田新田	537		
				荷之上町六十人	368		
				荷之上町古堤	33		
				荷之上町白頭	−		
				荷之上町八平裏	−		
				荷之上町来家	X		
				荷之上町下焼田	14		
				荷之上町権七走	46		
				荷之上町本田屋敷	150		
				荷之上町小田面	X		
				荷之上町本田	X		
				荷之上町小新田	30		
				荷之上町石仏	18		
				荷之上町柴ケ森	36		
				荷之上町下り	−		
				荷之上町川田	114		
				荷之上町河原	62		
				荷之上町中焼田	52		
				五之三町東本田	131		
				五之三町本田	84		
				五之三町西本田	49		
				五之三町福島	84		

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その２）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
弥生	弥生小学校			五之三町焼田	180		
				五之三町伊三郎	34		
				五之三町与太郎	62		
				五之三町東与太郎	18		
				鯏浦町下六	907		
				鯏浦町上六	1,072		
				鯏浦町下本田	307		
				計	4,649	−1,317	
	総合福祉センター	弥富市鯏浦町上本田95-1	1,760	五之三町川平	531		
				五之三川平1丁目	34		
				五之三川平2丁目	317		
				五之三川平3丁目	437		
				鯏浦町未新田	156		
				海老江	103		
				鯏浦町用水上	33		
				鯏浦町上本田	612		
				計	2,223	−463	
	ルネス　リヴェール	弥富市鯏浦町気開110-1	16	鎌倉外分	150		近隣のため合体
	エントピア弥生	弥富市鯏浦町気開187-1	26	西中地町中島	312		
	ルネスY．Y	弥富市鯏浦町東気開2-1	30	鯏浦町気開	853		
	ルネス弥富	弥富市鯏浦町東気開4-1	32	鯏浦町浦六	189		
	リバブルヤトミ	弥富市鯏浦町西前新田137-1	324	鯏浦町東気開	579		
	レジデンス弥富	弥富市鯏浦町気開174	314	鯏浦町北前新田	X		
	ロフティ弥富	弥富市鯏浦町東気開54-1	312	鯏浦町西前新田	644		
		計	1,054	計	2,727	−1,673	
	国際ペットカルチャー総合学院名古屋校	弥富市五明町内川平465-1	170	五明町西亀具	200		近隣のため合体
	川崎重工業㈱弥富寮	弥富市五明町西亀具1132−7	1,318	五明1丁目	350		
				五明2丁目	598		
				五明3丁目	157		
				五明4丁目	204		
		計	1,488	計	1,509	−21	
桜・日の出	総合社会教育センター	弥富市前ヶ須町野方802-20	4,400	小島町附新田	61		
				前ケ須町野方	386		
				前ケ須町駅地	43		
				中山町松山	15		
				中山町分水	72		
				前ケ須町午新田	839		
				前ケ須町小前ケ須	39		
				計	1,455	2,945	
	市民ホール	弥富市前ヶ須町南本田347	756	前ケ須町西勘助	895		
				計	895	−139	
	桜小学校	弥富市前ヶ須町南本田425	2,352	小島町下新田	269		
				五明町築留	550		
				鯏浦町方六	342		
				鯏浦町中六	662		
				五明町小赤津外	8		
				前ケ須町南本田	466		
				計	2,297	55	
	ウイングプラザパディー	弥富市鯏浦町南前新田123	8,108	鯏浦町南前新田	848		
				前ケ須町東勘助	941		
				平島町喜右味名	888		
				計	2,677	5,431	

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その３）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
桜・日の出	南部保育所	弥富市前ヶ須町野方802-1	520	中山町中山	62		
				中山町桃蔭	X		
				計	62	458	
	輪中の郷	弥富市大藤町5-3	324	中山町懸廻	－		
				大藤町	80		
				中山町南山	23		
				川原欠1丁目	22		
				川原欠2丁目	X		
				川原欠3丁目	21		
				川原欠4丁目	21		
				川原欠5丁目	X		
				計	167	157	
	パレス佐藤　1	弥富市鯏浦町西前新田23-2	138	前ケ須町勘助走	665		近隣のため合体
	パレス佐藤　2	弥富市鯏浦町西前新田25-4	284	平島町北広畑	586		
	はぴね弥富	弥富市前ヶ須町東勘助110-1	260				
		計	682	計	1,251	−569	
	ラフレシール・オーブ	弥富市平島中四丁目1	150	平島町北勘助	104		
				平島西1丁目	16		
				平島中2丁目	270		
				計	390	−240	
	ロゼリア	弥富市平島町五反割5-4	72	鯏浦町東前新田	69		
				鯏浦町車新田	165		
				鯏浦町伊勢田前	14		
				鯏浦町車東	10		
				平島町脇島	X		
				計	258	−186	
	日の出小学校	弥富市平島町西新田181	2,858	中山町本山	87		
				中山町辰新田	X		
				中山町北新田	－		
				中山町北脇	50		
				中山町南辰	－		
				平島町西新田	249		
				平島町西勘助	280		
				平島町東勘助	433		
				平島町大脇	288		
				平島町南広畑	493		
				平島町小具足巳	460		
				平島町五反割	1,297		
				平島町中新田	1,100		
				平島東3丁目	771		
				平島町甲新田	549		
				平島町小具足前	81		
				平島町堤跡	X		
				計	6,138	−3,280	
大藤	弥富中学校	弥富市鎌島七丁目62-2	1,860	森津1丁目	24		
				森津2丁目	51		
				森津3丁目	21		
				森津4丁目	16		
				森津5丁目	23		
				森津6丁目	14		
				森津7丁目	28		
				森津8丁目	－		
				森津9丁目	32		
				森津10丁目	X		

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その４）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
大藤				森津11丁目	59		
				森津16丁目	X		
				森津14丁目	17		
				森津15丁目	39		
				鎌島1丁目	249		
				鎌島2丁目	78		
				鎌島3丁目	46		
				鎌島4丁目	40		
				鎌島5丁目	23		
				鎌島6丁目	81		
				鎌島7丁目	62		
				鎌島8丁目	184		
				鎌島9丁目	74		
				芝井1丁目	35		
				芝井2丁目	X		
				芝井3丁目	52		
				芝井4丁目	40		
				芝井5丁目	X		
				芝井15丁目	12		
				芝井9丁目	－		
				芝井10丁目	X		
				松名2丁目	47		
				松名3丁目	92		
				松名7丁目	44		
				計	1,483	377	
	大藤小学校	弥富市芝井十四丁目1175	970	芝井6丁目	46		
				芝井7丁目	92		
				芝井8丁目	X		
				芝井11丁目	40		
				芝井12丁目	16		
				寛延1丁目	27		
				寛延2丁目	59		
				寛延3丁目	37		
				寛延4丁目	27		
				寛延5丁目	63		
				寛延6丁目	40		
				寛延7丁目	41		
				計	488	482	
	愛厚弥富の里	弥富市栄南町7-2	216	栄南町	81		
				富島1丁目	121		
				富島2丁目	54		
				富島3丁目	－		
				富島4丁目	X		
				計	256	−40	
	キャッスル松亀Ⅱ	弥富市松名四丁目48	30	松名4丁目	47		
				松名5丁目	74		
				松名6丁目	46		
				計	167	−137	
	学校法人愛西学園　愛知黎明高校	弥富市稲吉二丁目52	978	稲吉1丁目	24		
				稲吉2丁目	26		
				加稲1丁目	X		
				加稲2丁目	79		
				加稲3丁目	57		

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その５）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
大藤				間崎町ハノ割	－		
				間崎町トノ割	X		
				間崎１丁目	82		
				間崎２丁目	23		
				間崎３丁目	18		
				稲元１丁目	40		
				稲元２丁目	39		
				稲元３丁目	30		
				稲元４丁目	－		
				稲元５丁目	－		
				稲元６丁目	X		
				大縄場町	X		
				三好１丁目	74		
				三好２丁目	X		
				三好３丁目	32		
				稲元７丁目	35		
				稲元８丁目	－		
				稲元９丁目	32		
				稲元10丁目	76		
				稲元11丁目	X		
				稲元12丁目	21		
				稲元14丁目	32		
				計	720	258	
栄南	栄南小学校	弥富市狐地二丁目163	1,396	狐地１丁目	102		
				狐地２丁目	81		
				狐地３丁目	36		
				三稲１丁目	42		
				三稲２丁目	35		
				三稲３丁目	27		
				三稲４丁目	X		
				稲元13丁目	X		
				稲元15丁目	18		
				稲荷１丁目	122		
				稲荷２丁目	X		
				稲荷３丁目	31		
				稲荷４丁目	X		
				操出１丁目	48		
				操出２丁目	241		
				操出３丁目	41		
				操出４丁目	40		
				操出５丁目	16		
				操出６丁目	X		
				操出７丁目	15		
				操出８丁目	－		
				操出９丁目	－		
				操出10丁目	－		
				操出11丁目	X		
				操出12丁目	－		
				大谷１丁目	111		
				大谷２丁目	－		
				大谷３丁目	－		
				大谷４丁目	－		
				大谷５丁目	－		
				計	1,006	390	

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その６）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
栄南	八穂クリーンセンター	弥富市鍋田町八穂399-3	1,740	鍋田町八穂	－		
				鍋田町六野	－		
				計	0	1,740	
	鍋田埠頭コンテナターミナル	弥富市富浜五丁目1	1,348	富浜	－		
				曙	－		
				計	0	1,348	
	南部地区防災センター	弥富市稲狐町151	672	稲狐町	92		
				三好4丁目	X		
				三好5丁目	10		
				中原町	X		
				中原	93		
				稲荷崎1丁目	24		
				稲荷崎2丁目	17		
				稲荷崎3丁目	28		
				稲荷崎4丁目	－		
				稲荷崎5丁目	36		
				稲荷崎6丁目	18		
				稲荷崎7丁目	29		
				稲荷崎8丁目	X		
				稲荷崎9丁目	X		
				境町	115		
				鍋田町稲山	471		
				三稲5丁目	107		
				三稲6丁目	14		
				三稲7丁目	X		
				三稲8丁目	－		
				計	1,054	−382	
	弥富トレーニングセンター 馬事会館	弥富市駒野1	1,838	駒野町	177		
				西末広1丁目	117		
				西末広2丁目	X		
				西末広3丁目	19		
				西末広4丁目	－		
				西末広5丁目	－		
				東末広1丁目	31		
				東末広2丁目	82		
				東末広3丁目	39		
				東末広4丁目	－		
				東末広5丁目	－		
				東末広6丁目	43		
				東末広7丁目	97		
				東末広8丁目	X		
				東末広9丁目	－		
				計	605	1,233	
	日光川下流浄化センター	弥富市上野町二丁目28	720	楠1丁目	－		
				楠2丁目	X		
				楠3丁目	－		
				上野町	－		
				計	0	720	
十四山	十四山支所	弥富市神戸三丁目25	1,180	神戸	445		
				四郎兵衛	216		
				西蜆	199		
				上押萩	144		
				竹田	516		
				計	1,520	−340	

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

表１１　指定緊急避難場所と最寄りの想定避難地域（その７）

学区（地区）	名称	所在地	収容人員	想定避難地域	地区人口	収容過不足	備考
十四山	十四山中学校	弥富市鳥ヶ地一丁目176	2,114	鳥ケ地	462		近隣のため合体
	海翔高等学校	弥富市六條町大山94	1,752	桴場	245		
	長寿の里・十四山	弥富市六條町大崎69-1	900	六條町	440		
				五斗山	388		
				子宝	496		
		計	4,766	計	2,031	2,735	
	孫宝第2排水機場	弥富市四郎兵衛二丁目88	506	東蜆	139		
				下押萩	60		
				亀ケ地	139		
				海屋	60		
				計	398	108	
	野村胃腸科	弥富市子宝二丁目105-4	200	馬ケ地	342		
				計	342	−142	
	十四山保育所	弥富市坂中地一丁目34	532	鍋平	345		
				坂中地	168		
				鮫ケ地	351		
				鮫ケ地	22		
				計	886	−354	
		合計	51,888	合計	43,269	8,619	

注）地区人口は平成２７年国勢調査結果の数値で、Ｘは秘匿された数値である。

■参考資料【ワークショップ結果：地域協定済緊急避難場所】

学区・地区別ワークショップの結果から、地域の自治会や自主防災会などが建物所有者等と緊急時における地域の避難場所として協定を結んでいるところがある（仮称「地域協定済緊急避難場所」と表記）。また、協定緊急避難場所として検討している箇所も多数あげられているが、ここでは参考までに協定済みの場所のみを示す。

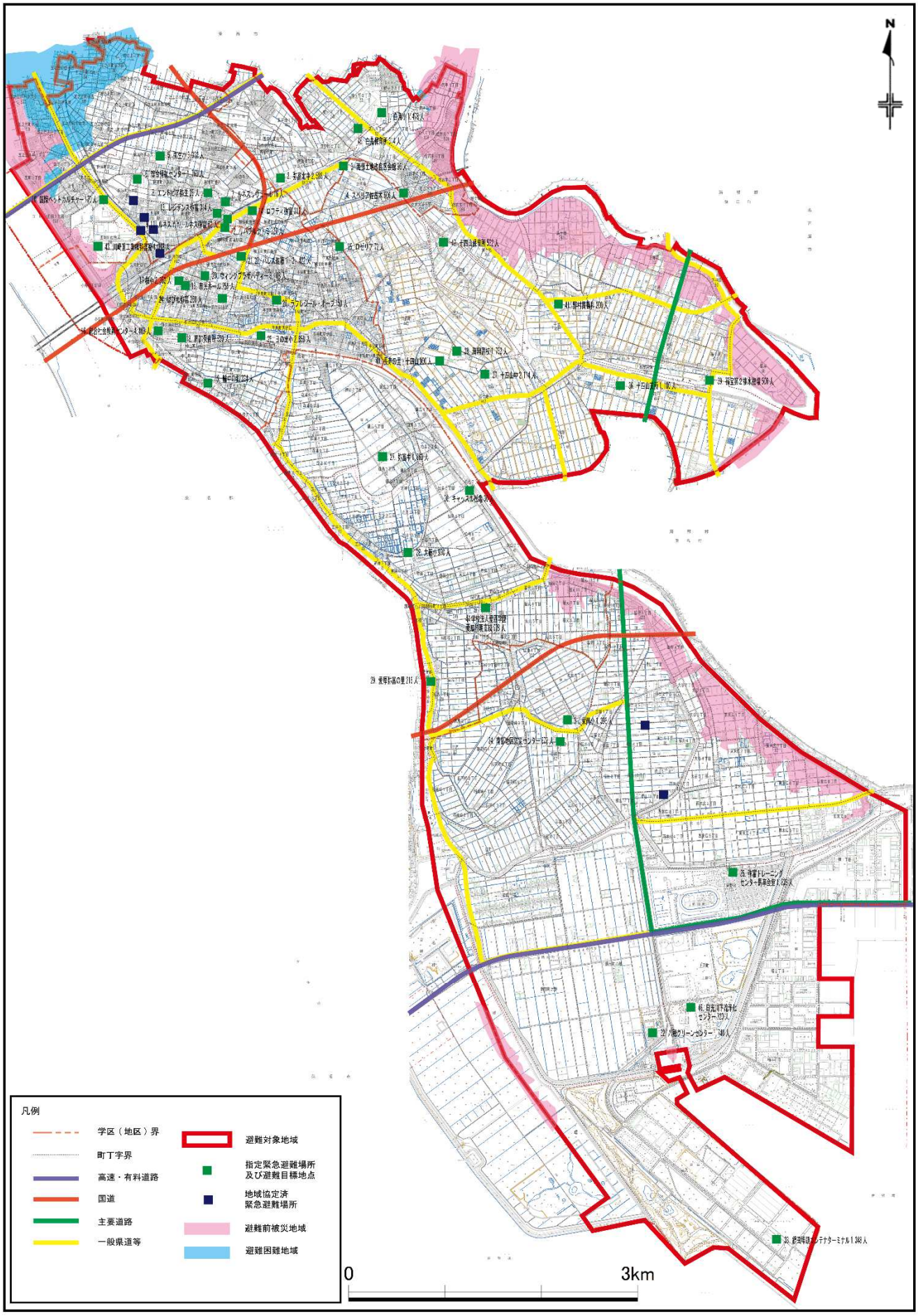

図２２　地域協定済緊急避難場所位置図（参考図）

（２）避難目標地点の設定

避難目標地点は、避難者が切迫する危険から回避するために避難の目標とする地点であり、避難者の位置や体力等に左右されることから指定緊急避難場所と一致しない場合がある。

しかし、本市の場合は、居住地域のほぼ全域が津波等の浸水想定区域であることを勘案すると、緊急避難場所と同じ箇所と一致する。津波等の浸水状況によっては、歩道橋や自家の垂直避難も考えられる。

なお、避難目標地点を設ける場合は、愛知県市町村津波避難計画策定指針が示すような観点を踏まえ、次のような安全性の確保が必要である。

安全性の確保	・避難対象地域から外れている。 ・袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近でないこと。 ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所が無い。 ・避難目標地点に到達後、指定された緊急避難橋へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。

（３）津波避難ビルの指定

避難ビルの指定は、避難困難地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定するものである。

避難ビルの指定に際しては、「津波避難ビル等に関するガイドライン」（内閣府、平成１７年）及び「津波避難ビル等の構造上の解説」（国土交通省、平成２４年）に従うとともに、愛知県市町村津波避難計画策定指針が示すような観点を踏まえ、次の点に留意し指定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

安全性の確保	・原則として、鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）とし、津波の想定浸水深相当階の２階以上とする。本市の場合は、津波等の浸水深が３．３ｍと想定されていることや建物の立地状況から２階以上を対象として考える。 ・海岸や河岸に直接面していないこと。 ・進入口への円滑な誘導が可能なこと。 ・耐震診断によって耐震安全性が確認されている。又は昭和５６年の新耐震設計基準に適合している建物である。 ・避難路等に面していることが望ましい。 ・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
機能性の確保	・避難者の収容スペースとしては１人当たり１㎡以上の有効面積を確保している。 ・２４時間出入りが自由にできる建物。 ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

（４）避難路、避難経路の指定

今後、弥富市において、避難路及び避難経路は、避難対象地域の住民等が避難対象地域の外や、指定緊急避難場所等の避難場所へ迅速かつ安全に避難行動がとれることを考慮して、次のような安全性や機能性が確保される道路を指定することが望ましい。

■避難路の選定（地域防災計画より抜粋）

緊急避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 避難路は、概ね８～１０ｍの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 浸水等の危険のない道路であること。
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

■避難路、避難経路の指定要件の考え方（参考：県津波避難計画策定指針や事例等）

安全性の確保	・山・崖崩れ、建物やブロック塀の倒壊、転倒・落下物等による危険が低いこと。 ・避難する住民等の避難者数を考慮した幅員が確保されていること。 ・液状化の危険性が低いこと。 ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、耐震性が確保されていること。 ・海岸や河川沿いの道路を避けるルートとなっていること。 ・津波等に向かって避難することのないルート設定となっていること。 ・指定した避難路が家屋の倒壊、火災の発生、橋梁の落下等で使用できなくなった場合、他の迂回路を確保されていること。 ・避難場所や避難目標地点まで最短時間となっていること。
機能性の確保	・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。 ・夜間に迅速に避難できるよう夜間照明等が設置されていること。 ・階段や急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

以上の指定要件を踏まえ、次のよう具体的な選定基準によって選定した。その結果、主な避難路の対象として考えられる避難路は次図に示すとおりである。

■主要避難路の具体的な選定基準について（参考：事例等）

〇安全性の確保
- 地震動や液状化の視点から、緊急輸送路に指定されている道路は、路面の破損、橋の落橋、路盤の液状化等から見て安全性が高いと判断し、これを避難路として選定する。
- 河川氾濫浸水が想定される河川沿いの道路は除く。

〇有効幅員の確保
- 車道幅員８ｍ以上の道路。８ｍ以上あると相互交通が可能で、仮に１車線不通になった場合でも相互行が可能である。
- 緊急輸送路（広幅員道路で歩道が敷設）や８ｍ以上の道路では、家屋やブロック塀等の倒壊があった場合でも、避難路の確保が可能である。

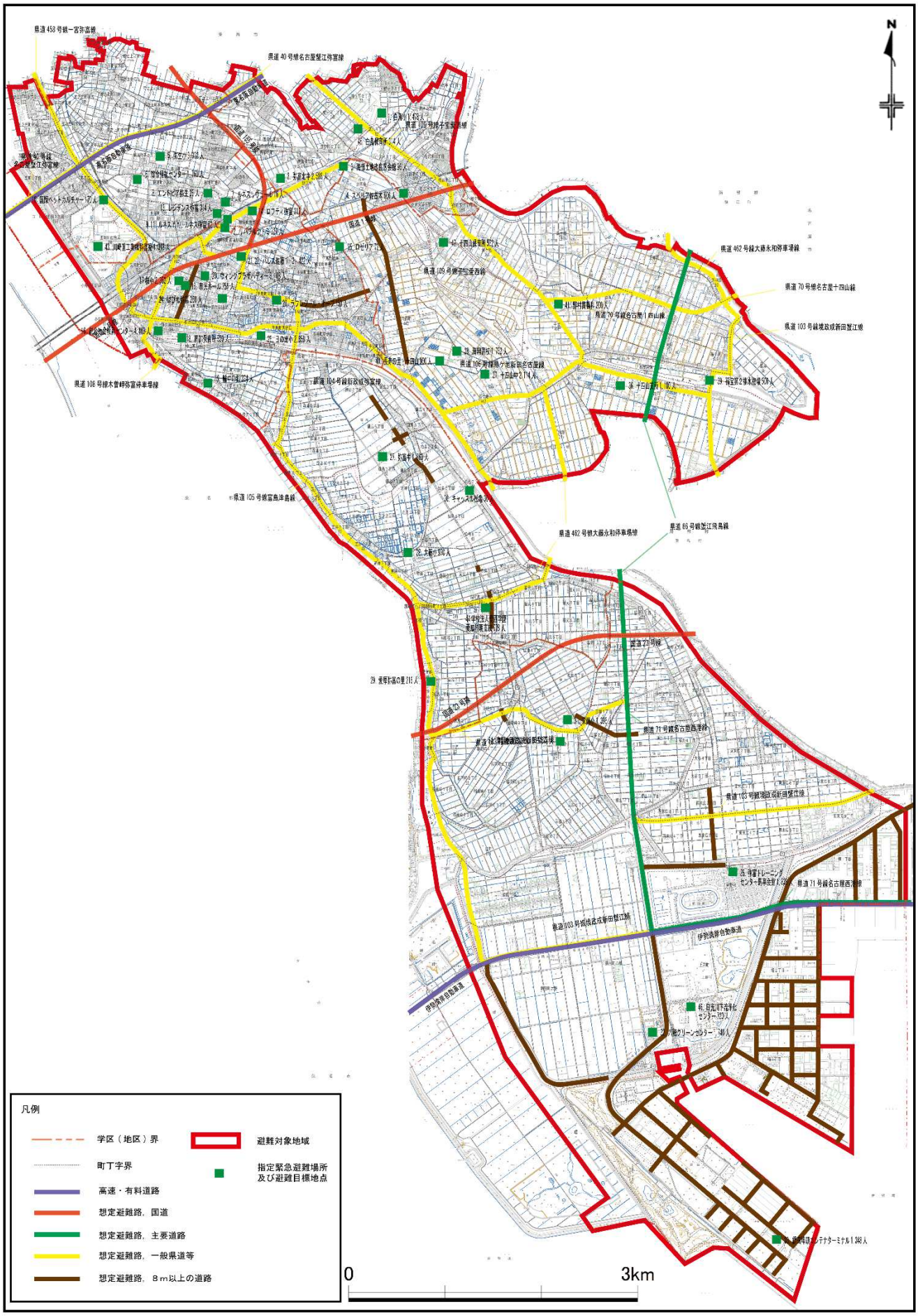

図２３　主な避難路の対象として考えられる路線

■参考資料【ワークショップによる避難路・避難経路の検討】

学区・地区別ワークショップの結果、地域の自治会や自主防災会などから住民等が避難する場合の検討対象としてあげられた避難路及び避難経路を参考としてあげる。

避難路における懸念事項として、特に本市においては河川や水路が多いことから、地震動や液状化に伴う橋の落橋及び水路の蓋の落下が多くの箇所で発生し、避難阻害が発生するのではと懸念・指摘されている。

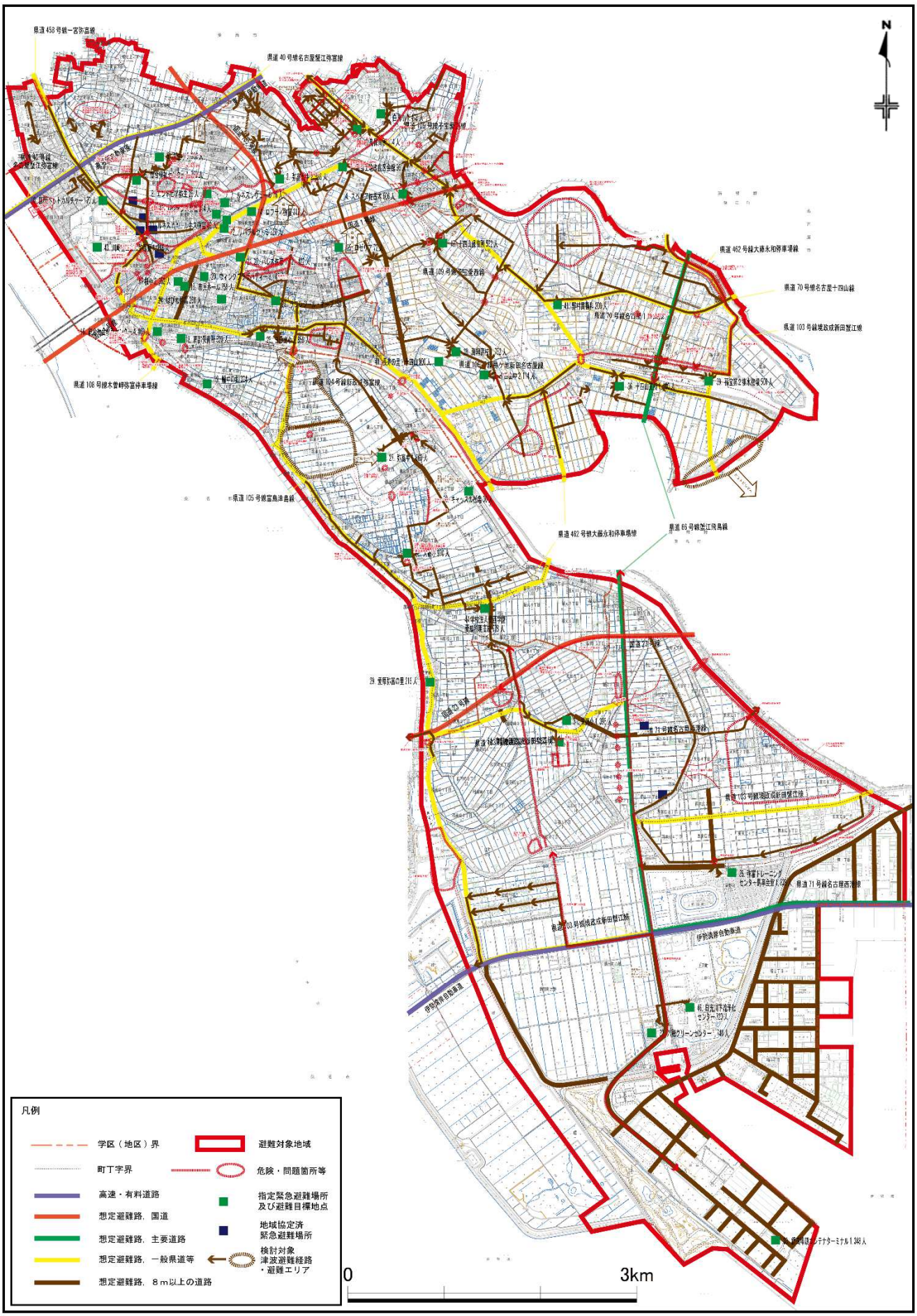

図２４　ワークショップで検討路線としてあげられた避難路及び避難経路（参考図）

【幅員に関する参考資料】

平常時からの自動車の交通量や、自動車での避難者数が多く見こまれる道路においては、徒歩による避難者の安全性を確保するために、歩車分離構造が望ましいとされ、宮城県では次のような幅員の考え方が例として示されている。また、阪神・淡路大震災における幅員と道路閉鎖の関係によると 8m以上になると車両通行可となっている。

■宮城県における幅員の考え方（例）

◆車道部幅員

・緊急時には、地震災害による救助活動等における緊急車両や、避難者が乗捨てした車両が路側に停車する中でも、車両のすれ違いが可能な幅員を確保することが望ましい。

・車両幅 2.5m、車両間の側方余裕を 0.25m とすると、車道部 W=8.0m となる。（車道幅員 3.25m は、道路構造令による第 3 種第 2 級（平地部 4,000 台/日以上）相当）

◆歩道(自転車･歩行者道)幅員

・避難時には、一度に多くの歩行者や自転車の通行が想定されるが、避難方向としては 1 方向となるため、自転車・歩行者（一般）・歩行者（高齢者等）と速度が異なる避難者の通行（それぞれ 1.0m 相当）を考慮し、有効幅員 3.0m 以上に歩車道境界ブロックや標識などの路上施設の設置分 0.5mを加えた 3.5m 以上とすることが望ましい。

・避難時に利用が多いと想定される、海岸線に直交する路線については、両側歩道とすることが望ましい。

◆幅員構成例

・上記幅員を確保すると、下図のとおり、全幅で W=15.0m となる。

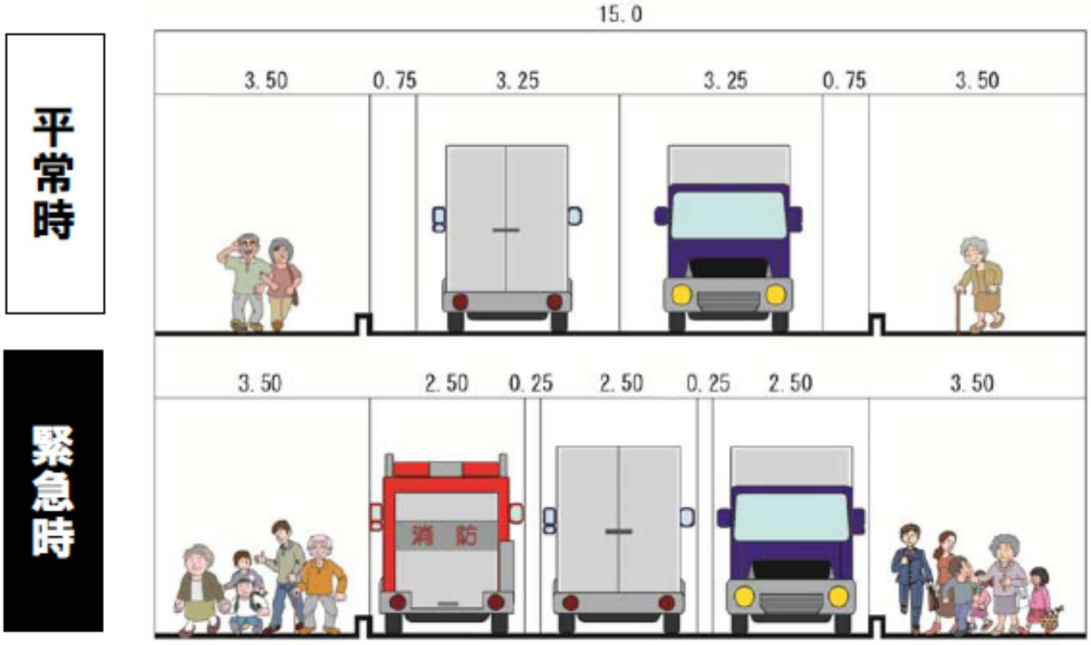

■阪神・淡路大震災における幅員と道路閉鎖の関係（例）

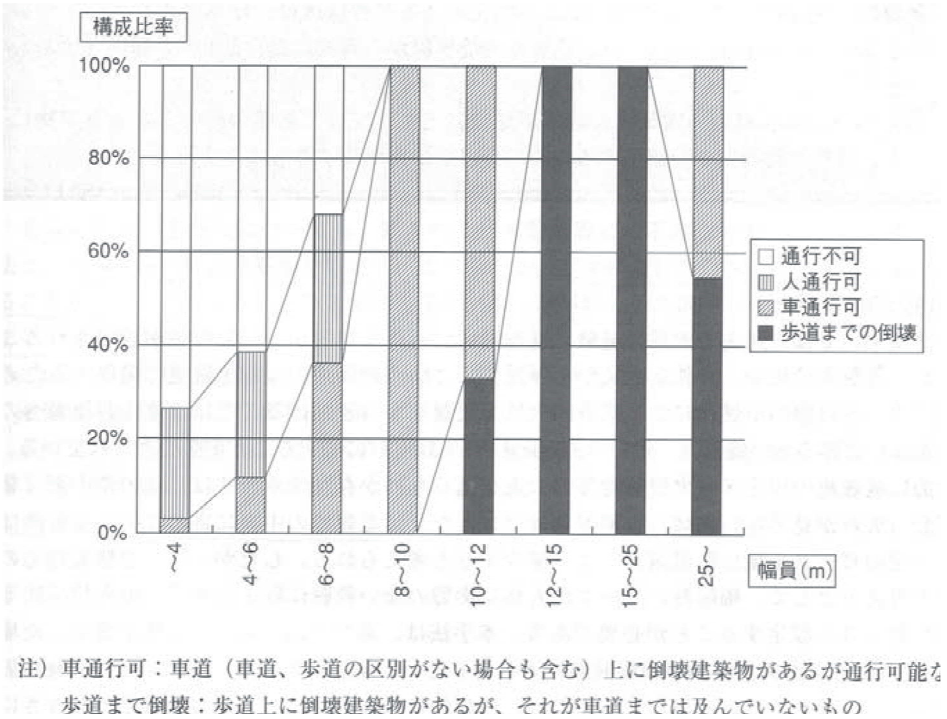

出典）「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引」（平成１７年２月、都市防災実務ハンドブック編集委員会）

６　初動体制

（１）配備体制と参集

地震又は津波の発生時、あるいは津波発生のおそれがある場合は、市役所内に災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

①職員の配備体制

市は、津波発生し又は発生のおそれがある場合、次のとおり地域防災計画の定めにより職員の配備体制をとる。

表１２　職員の配備基準

指令の時期	配備体制	非常配備要員
○東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表を受けた場合 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表の報道に接した場合	第１非常配備（警戒本部開設準備室を設置）	部長級職員・危機管理課長及び危機管理課消防防災係
○警戒宣言が発せられた場合	第２非常配備（警戒本部設置）	主任以上の職員とするが、速やかに第３非常配備（全職員）に移行できる体制

出典）「弥富市地域防災計画」（平成 28 年３月、弥富市防災会議）

②職員等への周知

市は、気象庁が東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報を発表したとき、又は県から地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けたときは、庁内放送等により職員に対して周知徹底を図るとともに、市の管理する施設等に対して速やかにその旨を伝達するものとする。

③職員の参集時の義務

職員は、東海地震に関連する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

④非常配備

勤務時間外又は休日に尾張西部の震度が５強以上の大規模な地震が発生し、通信、交通機関の途絶等により災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、次の要領で非常参集した職員により本部を編成し、初動態勢をとるものとする。

表１３　非常配備体制

１　参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
２　人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
３　参集	(1)全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2)災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの市機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
４　被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については、事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
５　被害状況の報告	(1)職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2)各部長（又は各班長、副班長）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
６　緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務（※）にあたる。
７　緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

１　被害状況調査	６　広報車等による住民への情報伝達
２　地震等情報調査	７　支援物資調達準備計画の策定
３　関係機関等への情報伝達	８　安全な避難場所への誘導
４　災害対策本部の設置	９　避難所の開設
５　防災用資機材の調達・手配	１０　広域応援要請の検討

出典）「弥富市地域防災計画」（平成 28 年３月、弥富市防災会議）

（２）災害対策本部の体制

地震・津波等に関し次のような基準にしたがい災害対策本部を設置する。

○市の地域に災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがあると認められるとき、又は市若しくは隣接市町村に震度５以上の地震が発生したとき

○警戒宣言が発生せられた場合

○津波警報が発令された場合

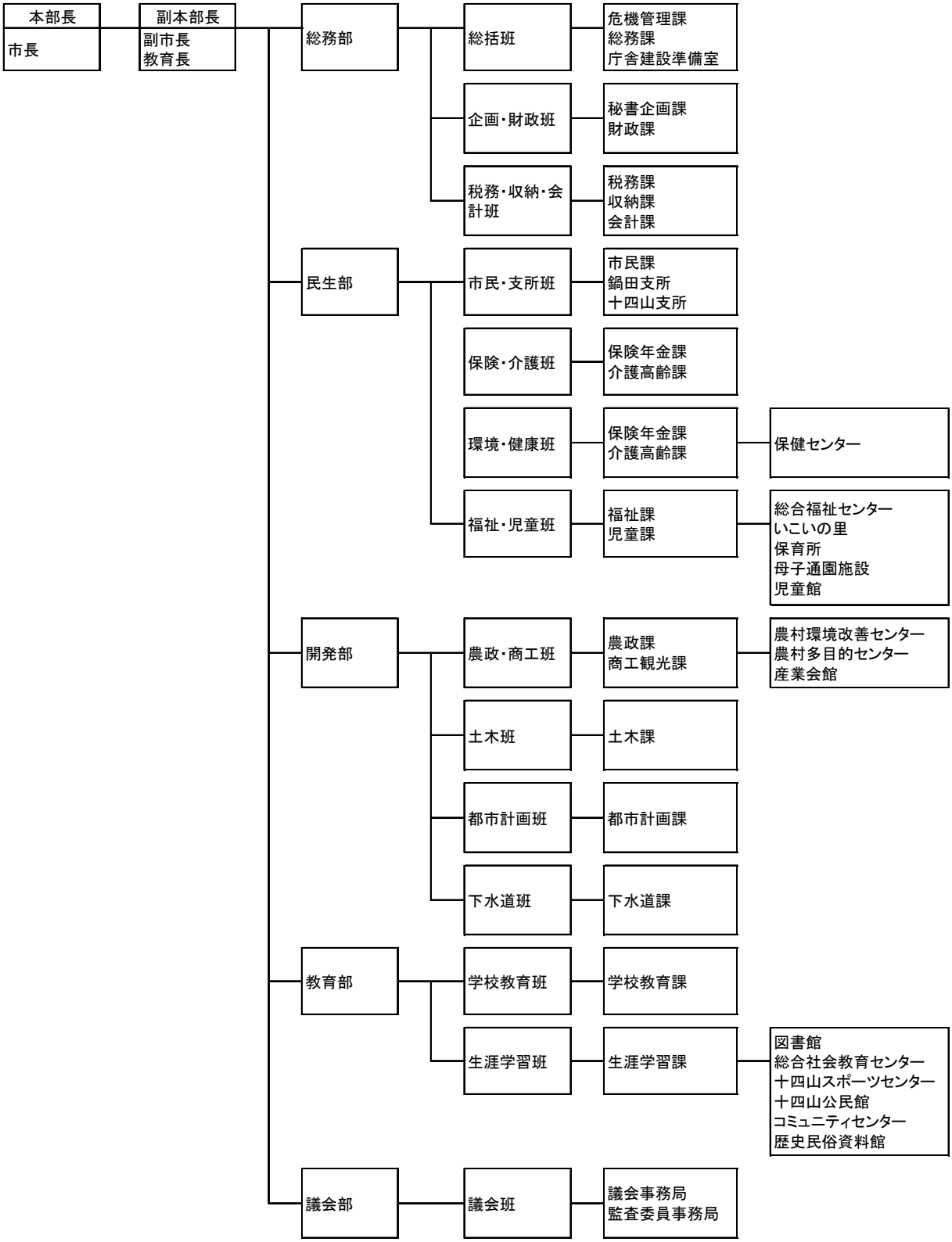

出典）「弥富市地域防災計画」（平成 28 年 3 月、弥富市防災会議）

図２５　弥富市災害対策本部組織図

7　避難誘導等に従事する者の安全確保

災害発生後、市職員、消防職員・消防団員等根災害対応に従事する職員等は、災害時要配慮者の避難誘導等の緊急対策に努める。ただし、活動に当たっては、避難誘導や緊急対策に当たる職員の安全確保のため、事前対策として次の対策を行う。

（１）退避の優先

市は、災害対応に従事する職員等に、避難誘導等を行う前提として、自らの命を守ることが最も基本であることを教育する。

（２）退避ルールの確立

津波等浸水想定区域内での活動が想定される場合には、市は津波等到達予測時間や想定される浸水深を周知し、退避ルールを確立する。

（３）住民自ら身を守る意識の啓発

活動できる時間が津波等の到達時間までに限られている津波等災害時においては、災害時要配慮者や住民自らも命を守ることを基本において防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を検討するものとする。

（４）庁舎等の安全対策

市は、災害対策本部や防災行政無線が設置されている庁舎、消防署等の安全性を点検する。点検の結果、建物に危険がある場合は安全対策を実施する。

（５）避難誘導等に従事する者の負担軽減

災害対応に従事する職員は、限られた時間の中で、避難支援活動や避難誘導等を果たすことが求められていることから、防災施設等の操作については自動操作や時間短縮等の対策強化に努めるものとする。